⑵　契約図書の交付期間及び方法
①　交付期間　令和５年３月６日（月）から令和５年３月22日（水）まで。
②　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和５年３月22日（水）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　書留郵便等又は電子メール。（提出期限までに必着）
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和５年５月25日（木）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　個別契約時の指示による。
⑶　契約書作成の要否
基本契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥基本契約書案を参照のこと
個別契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥入札者に対する指示書［26］を参照のこと
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は上記５⑴に同じ。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Nagano Operation Office Jurisdiction (Part. 6)
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 22 March 2023
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 25 May 2023
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida Yoichi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Ichihara Noboru, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854 TEL : 048―631―0020

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和５年３月６日
国立大学法人金沢大学長　和田　隆志
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17
○第１号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　業務名　金沢大学附属病院ＥＳＣＯ事業
⑶　業務内容　本業務は、金沢大学附属病院（ＥＳＣＯ事業対象建物延床面積合計81,894㎡）のＥＳＣＯ事業に係る業務である。
⑷　ＥＳＣＯ設備引渡期限　令和７年３月31日（ＥＳＣＯサービス期間　最大15年）
2　参加資格
⑴　国立大学法人金沢大学会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　応募者は、「金沢大学附属病院ＥＳＣＯ事業募集要項　4　事業者選定の流れ⑺ＥＳＣＯ提案募集スケジュール　イ手続き（ｲ）参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により、本募集要項の内容を充分に遂行できると認められること。
⑷　応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案でき、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができること。
⑸　応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができること。
⑹　応募者に要求される資格　各役割の要件を満たす者は、複数の役割を担うことができる。ただし、品質確保の観点から第三者監理方式を適用し、建設役割と工事監理役割の兼務は認めない。なお、設計役割と工事監理役割を兼務する場合は、異なる技術者を配置すること。なお、既存設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。
（事業役割を担う応募者の資格）
①　平成19年度以降で、省エネルギー保証を伴うＥＳＣＯ事業の契約実績があること。なお、事業契約を締結した後、事業期間中に契約を解除した事業は、実績と認めない。
②　経営状況が健全であること。
③　不正又は不誠実な行為がないこと。
④　企業が複数である場合は、各企業が、①、②、③の要件を満たしていること。
（設計役割を担う応募者の資格）
⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。また、文部科学省における令和５・６年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。
⑥　建築物若しくは建築設備の省エネルギー改修に係る提案を行うため、一級建築士。設備設計一級建築士及びエネルギー管理士の資格を持つ者が所属すること。
⑦　企業が複数である場合は、複数企業で、⑤、⑥の要件を満たしていること。
（建設役割を担う応募者の資格）
⑧　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
⑨　文部科学省において管工事の令和５・６年度において一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が950点以上であること。
⑩　文部科学省において電気工事の令和５・６年度において一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が950点以上であること。
⑪　建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。
⑫　企業が複数である場合、各企業は、⑨、⑩については、いずれかの要件を満たしていること。
（工事監理役割を担う応募者の資格）
⑬　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。また、文部科学省における令和５・６年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。
⑭　企業が複数である場合は、各企業が、⑬の要件を満たしていること。
（維持管理役割を担う応募者の資格）
⑮　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和４・５・６年度の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑯　企業が複数である場合は、各企業が、⑮の要件を満たしていること。